

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	シュンビン株式会社 (Shunbin Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津村元英
【本店の所在の場所】	京都府京都市伏見区横大路下三栖東の口町1の3
【電話番号】	(075)611-0188 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 松本晋一
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	シュンビン株式会社 https://www.shun-bin.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3章 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第79期
決算年月		2026年3月
売上高	(千円)	1,001,345
経常利益	(千円)	8,405
当期純利益	(千円)	28,749
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
純資産額	(千円)	320,413
総資産額	(千円)	803,121
1株当たり純資産額	(円)	139.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	0.50 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	12.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	39.9
自己資本利益率	(%)	9.4
株価収益率	(倍)	—
配当性向	(%)	4.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	17,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△13,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△19,905
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	125,810
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	34 (3)

- (注) 1. 当社は、第79期より財務諸表を作成しているため、第77期及び第78期の財務諸表は記載しておりません。
2. 連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社を有していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。

(参考情報)
連結経営指標等

回次		第77期	第78期
決算年月		2024年3月	2025年3月
売上高	(千円)	961,760	1,036,577
経常利益	(千円)	13,331	11,418
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	8,650	6,643
包括利益	(千円)	8,650	6,643
純資産額	(千円)	261,360	266,854
総資産額	(千円)	814,457	799,729
1株当たり純資産額	(円)	113.68	116.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	0.50 (-)	0.50 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	3.73	2.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	32.1	33.4
自己資本利益率	(%)	3.3	2.5
株価収益率	(倍)	-	55.36
配当性向	(%)	13.6	17.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	20,116	16,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	8,630	4,758
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△29,565	10,211
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	111,643	142,890
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	40 (3)	37 (3)

- (注) 1. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第76期から第77期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2 【沿革】

当社の源流は、伏見地域の酒蔵向けに清酒用和樽の製造販売を目的として、大正時代後期に、京都府京都市伏見区にて津村朝吉が創業した個人商店「津村製樽店」にあります。1941年5月、津村製樽店を法人化し、津村製樽株式会社を設立しておりますが、戦争激化の影響を受けて1942年に一時休業後、終戦後の1947年3月11日に事業を再開しております。

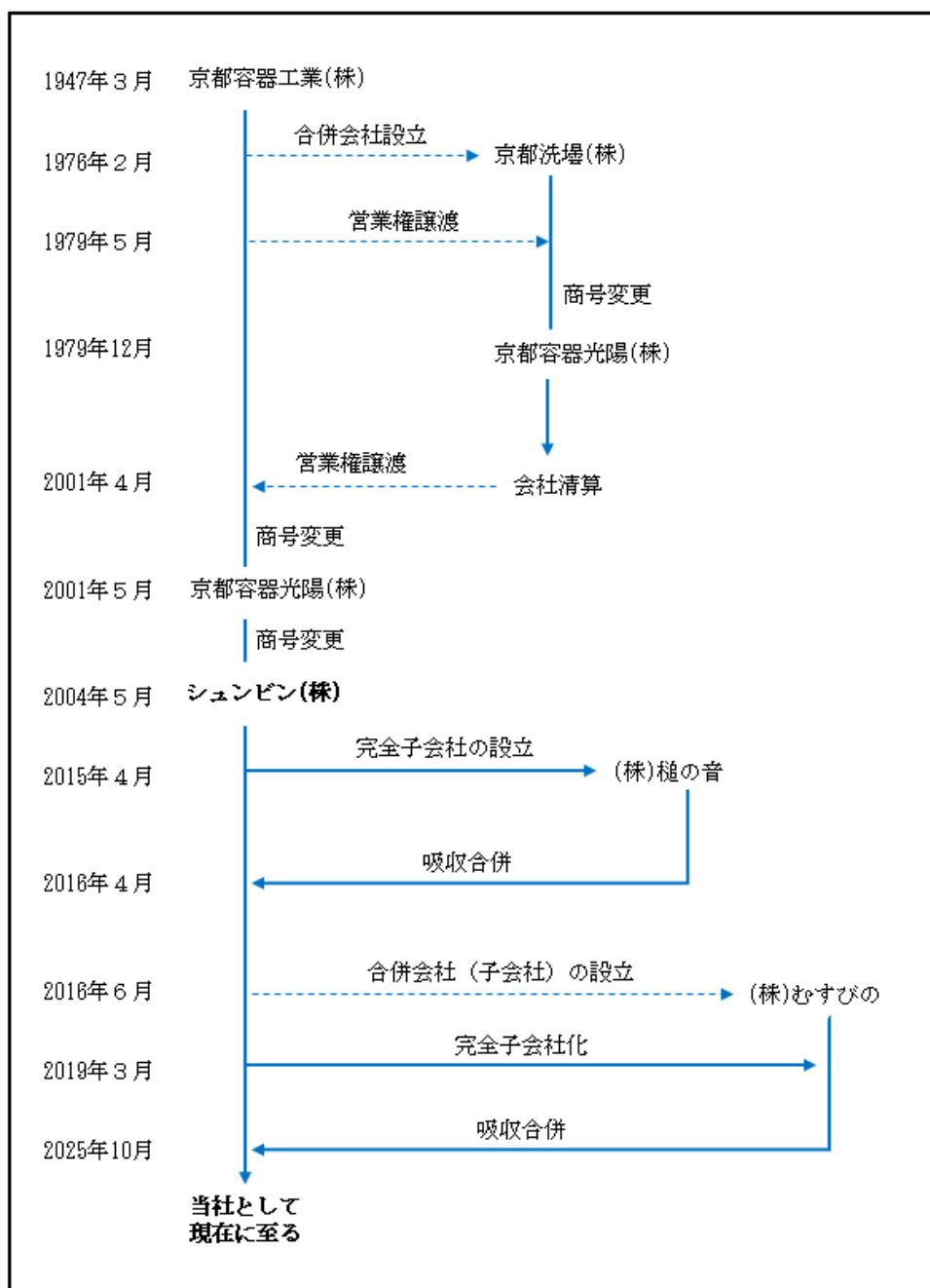
当社の主たる事業は、大正～昭和前期の清酒用和樽の製造販売する事業、昭和前期～昭和後期の一升瓶を回収洗浄・販売する事業、平成前期のオリジナルデザインの瓶の製造販売事業、平成中期からは瓶以外の包装や箱等の多種多様なパッケージのデザインをする事業へ転換していきました。これまでの当社は、パッケージを中核に製造・販売・商品企画・デザイン等の事業展開をしております。現在の当社は、単にパッケージだけでなく、企業そのものも対象として、単一セグメントとしてブランディング及び商品開発デザイン事業を展開しております。

なお、清酒用和樽の製造販売は1996年頃に事業撤退、瓶の回収洗浄・販売は2014年頃に事業撤退をしております。

戦後以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	事項
1947年3月	津村製樽株式会社を京都容器工業株式会社へ商号変更（現当社）
1976年2月	容器の共同開発・販売を目的として、京都府京都市伏見区に京都容器工業株式会社と株式会社光陽の合弁会社として京都洗壺株式会社を設立
1979年5月	京都容器工業株式会社から京都洗壺株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器工業株式会社は不動産の所有管理をする法人となる
1979年12月	京都洗壺株式会社を京都容器光陽株式会社（旧）へ商号変更
2001年4月	京都容器光陽株式会社（旧）から京都容器工業株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器光陽株式会社（旧）を会社清算
2001年5月	京都容器工業株式会社を京都容器光陽株式会社（現当社）へ商号変更
2003年6月	オリジナルデザインびんの製造販売（シュンビンプロジェクト）（現オリジナル瓶 在庫販売サービス）開始
2004年5月	京都容器光陽株式会社をシュンビン株式会社へ商号変更
2012年2月	コンサルティングサービス開始（現ブランディング 受注生産サービス）
2014年8月	中小企業企画部を代行するというミッションのもとで、複数の会社とアライアンス関係を構築する目的として、京都府京都市伏見区に一般社団法人中小企業の企画部を代行する会を設立
2015年4月	空間・建築デザイン事業の拡大を目的として、京都府京都市伏見区に株式会社榎の音を設立（完全子会社）
2016年4月	株式会社榎の音を消滅会社としてシュンビン株式会社が吸収合併
2016年6月	6次産業化のブランディング施策の一環として飲食店の運営を目的として、京都府京都市伏見区に地元農家らとの合弁会社として株式会社むすびのを設立（子会社）
2019年3月	株式会社むすびのを全株式を取得し完全子会社化 飲食店の運営に係る営業権を譲渡し、不動産の所有管理をする法人となる
2020年3月	一般社団法人中小企業の企画部を代行する会の清算
2024年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2025年10月	株式会社むすびのを消滅会社としてシュンビン株式会社が吸収合併

当社の変遷を図示しますと次のとおりであります。なお、一般社団法人中小企業の企画部を代行する会に関しては、解散及び清算済みであるため、記載を省略しております。



3【事業の内容】

当社は「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、コンサルティングやクリエイティブ^(注)の提供を通じて、低成長時代といわれる日本において、日本の全企業数 99%を占める中小企業の新規事業の企画開発や新ブランドの企画開発の取り組みに対して、当社が、お客様の企画部の社員のように、お客様が必要なときに必要な機能を果たせる並走型のビジネスを展開しております。

具体的には、ブランディングコンサルティングの当社独自の手法である「ブランド戦略検討会」というワークショップを通して、お客様のコンセプトを確定し、計画をたて、必要なクリエイティブ（ブランドデザイン、商品デザインや資材納品、Web サイト製作、空間建築デザイン、その他デザイン全般）を提供します。その後、必要な場合には、経営・インナーブランディング支援・Web 運用支援のコンサルティングを行います。

現在、主なお客様の属する業種は、清酒やウイスキー等の酒類製造業となり、凡そ売上高の 50%超を占めております。これは当社祖業が清酒用和樽の製造販売する事業であり、一時期には一升瓶を回収洗浄・販売する事業を行っていたことに起因するものであります。この他、商材やサービスではなく、企業そのもののブランディング等を担うこともございます。

当社のセグメントは、ブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントとしておりますが、「ブランディング受注生産サービス」及び「オリジナル瓶 在庫販売サービス」に分かれております。

(注) 今ある価値の「らしさ」を最大に引き出し、デザインの力で顧客が期待する以上のアウトプットをすることを当社ではクリエイティブといえます。

(1) ブランディング受注生産サービス 2026年3月期売上高 構成比率 76.7%

①ブランド戦略検討会

「ブランド戦略検討会」という当社独自のコンサルティングスキームを通してお客様の新規事業、新商品・サービスの企画開発や新ブランドのコンセプトを確立し、具体的な方針を確立するサービスを提供しております。一般的な印刷会社、デザイン制作会社、Web 制作会社は、すでに存在するサービスや商品に対して、商品企画デザインや Web 制作デザインなどのクリエイティブを具体化することを行っていますが、当社の「ブランド戦略検討会」は、コンセプト（ブランド・アイデンティティ）を当社とお客様が協力してブランド戦略検討会を作り、今までにない、ビジネスアイデアを一緒に創造することから始まります。これにより、市場細分化や製品・サービスの差別化されたブランド開発が可能となります。

ブランド・アイデンティティにそったコーポレート・アイデンティティ（以下「CI」といいます）^{(注)1}やビジュアル・アイデンティティ（以下「VI」といいます）^{(注)2}のデザインを一貫して提供することで、お客様の売上向上、ブランドイメージ向上に寄与いたします。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特徴を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

②らしさブランディング

「ブランド戦略検討会」のスキームに市場調査、インタビュー、実地調査などを加えることで、ブランドに対する理解をさらに深め、お客様から指名されたデザイナーが、ブランドそのものの「らしさ」を具体化するブランディングデザインサービスです。「らしさ」を切り口にしたブランディングデザインを通じて、ブランドの持つオンリーワンのストーリーが言い知れぬ感動を呼び起こし、それを見る人や顧客の購買意欲を促進させ、ブランドの新たなファンを生み出すことに繋がります。ブランド価値を徹底的に掘り下げ、言語化し、デザインに落とし込むことによって、お客様らしさを最大限に輝かせることに当社の強みがあります。

③商品パッケージデザイン・商品開発支援

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、商品パッケージのデザインから資材の納品までを一貫して行うサービスです。

表面上のデザインだけでなく、売価に合わせた容器デザインの設計、ボトルの図面設計、CAD による見本の提供などを行い、トータルでデザインできるのが強みです。また、ボトルの金型代（500 万円ほど）の一部または全部を当社で負担し、お客様の初期投資リスクを軽減したうえで当社が納品するボトル代の単価に上乘せをしています。

さらに、リソースが不足しているお客様には、新規事業に際して、当社で商品企画も行い、商品自体を納品する例もございます。



顧客名：京都府宇治茶協同組合
商品名：玉兎
デザイン受賞：

- ・ A' DESIGN AWARD Silver
- ・ Pentawards 2021 Silver
- ・ 第 17 回ガラスびんアワード 優秀賞



顧客名：株式会社 安曇野ミネラルウォーター
商品名：日本酒 mine

④Web 製作 I T 運用コンサルティング

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、Web 製作をおこないます。ブランドの世界観を表現するデザイン、動きがある体験型のサイトを実現します。また、ネットショップで実際にお客様の売上を上げるための運用支援コンサルも実施しています。



顧客名：株式会社 Pasah
Web サイト：はにわプリンオンラインショップ

⑤空間・建築デザイン、イベント支援

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、空間・建築デザインをおこないます。ブランドを体現し、消費者に感動をもたらす体験の考案と設計・構築をし、お客様のブランド価値向上を図ります。

ブランドストーリーを想起させるデザインによって、マスコミなどへの PR に資するインパクトのあるイベントを設計します。



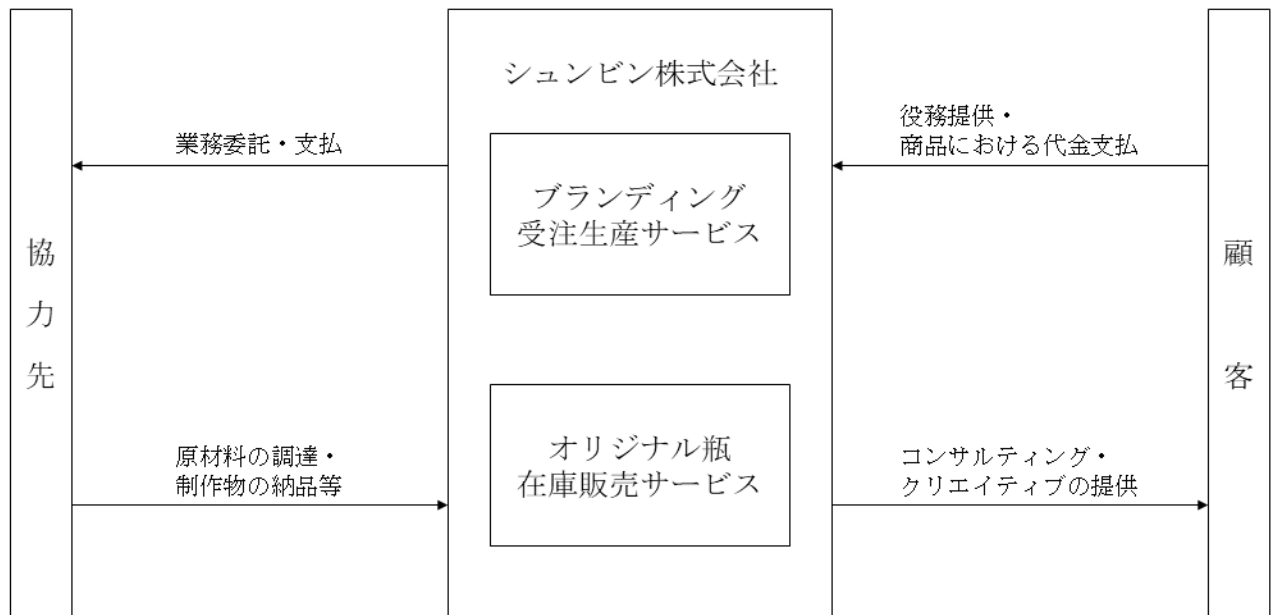
顧客名：株式会社一壺
店名：京乃雪二条本店

(2) オリジナル瓶在庫販売サービス 2026年3月期売上高 構成比率 23.3%

当社は、当社でデザイン・設計し、製造委託したオリジナル瓶を保有しております。当社のオリジナル瓶は、専用のカタログからお客様からお問い合わせをいただき販売する等、お客様の予算に合わせて当社からオリジナル瓶とパッケージデザインも合わせたトータルパッケージとして企画立案できる点が強みとなっております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は、2025年10月1日付で当社の完全子会社であった株式会社むすびのを吸収合併いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度末における関係会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34(3)	37.0	7.2	4,429

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、断続的な物価上昇や為替相場の変動に加え、本年2月以降の中東情勢緊迫化に伴うエネルギー価格の再高騰など、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような環境下、当社におきましては、原材料やエネルギーコストの上昇分を適正に価格へ反映させる取り組みを進め、一定のコスト補填を実現いたしました。しかしながら、物価高騰の長期化により市場全体の消費マインドが冷え込み、主要顧客層において慎重な投資・購買姿勢が見られた結果、リピート受注が減少する形となり、売上高および売上総利益は前年度を下回りました。

そのような中、当社では「中小企業の企画部を代行し顧客の売上を上げる」というミッションのもと、ブランディングによる付加価値提案を強化してまいりました。その結果、支援対象となる業種が着実に広がりを見せております。また、新たな成長エンジンとして、企業の節目を支援する「周年記念プロジェクトパッケージ」の展開や、昨今の深刻な労働力不足に対応する「採用ブランディング」のサービスを新たに開始いたしました。これらの新サービスは、インナーブランディングの知見を活かした独自性の高い支援として、顧客から高い評価を得ております。

今後も、変化する市場環境や社会課題に即応した戦略的なパートナーとして、対象業種の拡大と新サービスの浸透を図り、収益力の回復と持続的な成長を目指してまいります。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,001,345千円、営業利益は9,339千円、経常利益は8,405千円、当期純利益は28,749千円となりました。

なお、当社はブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を略しております。また、当社は2025年10月1日付で子会社であった株式会社むすびのを吸収合併したことに伴い、2026年3月期より非連結決算へ移行したことから、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ11,834千円減少し、125,810千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、17,909千円の収入となりました。主な内訳は、税引前当期純損失の計上20,379千円、減価償却費22,817千円、貸倒引当金戻入額133,785千円、抱合せ株式消滅差損161,300千円、売上債権の増加額20,083千円、仕入債務の増加額23,026千円、法人税等の支払額5,816千円、および利息の支払額3,337千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、13,030千円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出12,470千円、無形固定資産の取得による支出610千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、19,905千円の支出となりました。主な内訳は、短期借入金の純増額24,000千円、長期借入金の返済による支出42,756千円、配当金の支払額1,149千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	1,000,260	—
合計	1,000,260	—

- (注) 1. 当社は2025年3月期においては財務諸表を作成していないため、前年同期比率を記載しておりません。
2. 当社は単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	1,001,345	—
合計	1,001,345	—

- (注) 1. 当社は2025年3月期においては財務諸表を作成していないため、前年同期比率を記載しておりません。
2. 当社は単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。
3. 主な相手別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	当事業年度	
	金額 (千円)	割合 (%)
本坊酒造株式会社	160,432	16.02

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) ブランディング受注生産サービス、営業活動の強化、認知度の向上

当社のブランディング受注生産サービスは、ブランド戦略検討会を皮切りにして、顧客のクリエイティブを一貫して提供するところに強みがあります。

商品パッケージ等の視覚的の魅力が重視される業種として、お酒、食品、化粧品、健康食品、農業の生産業務に属するお客様をメインターゲットに順調に拡大してきましたが、今後は一定業界への依存度を下げるべく、新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、認知度の向上を図っていきます。金融機関や経営コンサル会社とも営業面でのアライアンスを組み、ブランディングだけでなく商品開発やweb ページ、建築などの製造面でのアライアンスを結ぶことで、取扱業種を拡大し、営業活動の基盤構築に取り組んでおります。

(2) 自社ソリューションの拡大と高度化

当社では、ブランディングを基点にしたブランドデザイン、商品デザイン、資材納品、Web デザイン、運用支援コンサルティング、空間建築デザインを用いて問題解決のためのソリューションの提供が可能です。今後は他社ともアライアンスを結びながら、PR、イベント、市場調査、販売支援、イノベーション創造、インナーブランディングの領域に、提供可能な自社ソリューションを拡大してまいります。

また、デザインのクリエイティブ性を賞を獲得したデザイナーによる高付加価値のサービスを提供し、ソリューションそのものの高度化を図ってまいります。

(3) オリジナルびん在庫販売の拡大

大手ガラスびんメーカーの生産設備縮小により、デザイン性の高い小ロットびんの終売が相次いでいます。その中で、代替商品として、当社のデザイン性の高い小ロットのびんが採用され売上が伸びています。既存顧客や代替商品を探されている顧客、代理店様に適切な情報を提供し、さらにオリジナルびん在庫販売サービスの拡大につとめてまいります。

(4) 人材の育成

当社が実施するブランディング受注生産サービスにおいて、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠です。人材の確保については、労働人口が減少する環境下において、ブランディングに対する知識や経験、または、CI^{(注)1}、VI^{(注)2}などデザイン・制作物の知識と経験を保有する優秀な人材を雇用することが困難となっております。このような状況のもと、当社では採用活動をより一層強化しております。育成については、On the Job Training (OJT) 及び Off the Job Training や、キャリア開発支援制度を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特性を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業の価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

(5) コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化

当社は、小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでおります。

(6) 財務基盤の強化

当社は、財務基盤を強化するため、人員配置、営業活動、内部管理体制等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めることで、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) ブランディングビジネスにおける競合サービス

ブランディングは注目されているマーケティング手法であり、市場は伸びています。

当社は、「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、中小企業のブランド構築と新規事業、社内体制構築、新商品開発の運用を並走するビジネスを展開しています。顧客の求めるニーズに対応すること及び顧客に当社独自の提案を行うことにより差別化を図っております。今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。差別化ができなくなったことにより将来にわたって優位に展開できなくなる事象が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) トレンドの影響

当社の行うサービスは、一般的に景気動向、特に個人消費動向をもとにした支出動向の影響を受ける傾向があります。

当社は、競争優位性を維持し高めるべく、顧客商品及びサービスをブランディングし、質の向上に努めるなど様々な施策を講じております。しかし、必ずしもこのような施策が成功し競争優位性の維持につながるとは限らず、新規顧客獲得効率の悪化や既存顧客との取引が終了する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保

当社は、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上に当たっては、複数の選択肢がありスキーム化しにくいイノベティブ^{(注)1}でクリエイティブな業務であり、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。

しかしながら、優秀な人材確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 顧客の強みを活かし今までにない新しい体験価値を創造することを当社ではイノベティブといっています。

(4) 協力会社との関係

当社では、自社でデザイン・設計までを行い、資材や建築などは協力会社から仕入れ、一貫して顧客へサービス提供を行っており、安定的な供給及び質の高い商品提供をするために協力会社との関係が重要と認識しております。当社は協力先と良好な関係を維持しておりますが、関係維持に問題が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権等に関するリスク

当社は、顧客に対して役務提供の1つである資材（パッケージ、オリジナル瓶等）の納品等を中心に、知的財産権を取り扱う場合がございます。これらの知的財産権の侵害可能性の調査確認は、一義的には顧客が担うものの、当社においても確認をするようにしております。

加えて、知的財産権の侵害の可能性だけでなく、不正景品類及び不当表示防止法や製造物責任法などに抵触する可能性もあります。

当社においては、顧客に対して注意喚起及び確認、当社役職員に対してリスク・コンプライアンス委員会にて注意喚起の実施、細心の注意を払っての取扱いをしているものの、顧客が万が一権利侵害や法令等へ抵触し、発注が困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 原材料の高騰

断続的な物価上昇や為替相場の変動に加え、中東情勢緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰の影響により、当社が供給している、ガラスびん、紙製品の原価が高騰し、断続的に仕入価格が上昇しています。仕入価格の上昇については顧客へ価格転嫁しておりますが、最終価格が上がることで、消費が減退する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定業種（酒類製造業）への依存

当社では、酒蔵向け清酒用和樽の製造販売を目的に創業した背景から、酒類製造業の売上シェアが50%以上あり、酒類製造業の流れに影響を受けております。今後は、酒類製造業以外の顧客獲得をすることで特定業種の依存を解消していく方針ですが、依存を解消できなかった場合には市況の悪化等の要因によって、流行に影響を受けた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 仕入先の依存について

当社が行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、寡占な業界であることや、過去の取引実績から、当社の仕入高のうち、日本山村硝子株式会社に対する仕入が 28.8% (2026 年 3 月期) を占めております。当社は仕入先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、新規仕入先の開拓が予定通りに進まず、安定的に資材が供給されなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 販売先の依存について

当社が行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、当社の販売高のうち、本坊酒造株式会社に対する販売が 16.02% (2026 年 3 月期) を占めております。

当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も他社の売上比率増加を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、他社の売上比率増加が予定通りに進まず、当該販売先からの受注が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 機密情報の管理について

当社では事業活動において、お客様情報や個人情報、その他機密情報を保有する可能性があります。これらの各種情報の取り扱い及び機密情報保持には細心の注意を払っており、適切な情報管理と社内教育の徹底、外部協力会社との機密保持契約の締結などを行い、情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。これらの対策を講じているにも関わらず、情報漏洩や情報の悪用といった事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用失墜などにより当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存に関するリスク

当社の経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、代表取締役社長である津村元英氏が、重要な役割を果たしております。また当社は、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務遂行が困難となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2024 年 6 月 27 日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年 3 月 1 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約 (以下「当該契約」といいます) を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当事業年度末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社 (以下「甲」という) が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株) (以下「乙」という) は J-Adviser 契約 (以下「本契約」という) を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日 (当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日) までの期間 (以下この項において「猶予期間」という) において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合 (乙が適当と認める場合に限り) には、2 年以内 (審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日 (猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日) までの期間内) に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度 (甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度) に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画 (本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態なくなるための計画を含む) を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑱反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社むすびのを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2025年10月1日付に実施いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ19,348千円増加し、388,118千円となりました。主な変動要因は、売掛金の増加16,217千円であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ24,292千円減少し、415,002千円となりました。主な変動要因は、有形固定資産の減少7,251千円、関係会社株式の減少19,500千円であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ22,627千円増加し、304,350千円となりました。主な変動要因は、買掛金の増加23,026千円、短期借入金の増加24,000千円、契約負債の減少7,935千円、1年以内返済予定の長期借入金の減少11,418千円であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ55,171千円減少し、178,357千円となりました。主な変動要因は、資産除去債務の増加16,772千円、長期借入金の減少31,338千円、繰延税金負債の減少49,329千円であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ27,600千円増加し、320,413千円となりました。主な変動要因は、当期純利益28,749千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加であります。

（3）経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績に記載しております。

（4）キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況に記載しております。

（5）運転資本

運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員 数 (人)	
		建物	構築物	機械及び 装置	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		合計
本社 (京都府京 都市伏見 区)	本社 倉庫	315,916	742	8,384	891	19,368	50,378 (4,515)	395,681	34 (3)

(注) 1. 当社は単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	東京証券取引所(Tokyo PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	—	—

- (注) 1. 2023年12月25日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月25日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ発行可能株式総数は3,500,000株増加し、6,000,000株となっております。
2. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。
3. 当社は2024年6月27日付で東京証券取引所(Tokyo PRO Market)に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年12月25日 (注)	2,250,000	2,500,000	—	12,500	—	—

- (注) 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	13	16	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,751	—	—	23,249	25,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	7.0	—	—	93.0	100	—

- (注) 自己株式201,000株は「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
津村 元英	京都府京都市伏見区	1,136,650	49.44
シュンビン株式会社持株会	京都府京都市伏見区 横大路下三栖東の口町1の3	456,400	19.85
株式会社北川本家	京都府京都市伏見区村上町370の6	125,000	5.44
倉谷 知子	京都府宇治市	123,000	5.35
小林 永	京都府京都市中京区	100,000	4.35
池原 百合	大阪府寝屋川市	66,000	2.87
北川 幸宏	京都府京都市伏見区	62,500	2.72
松本 晋一	京都府京都市中京区	55,600	2.42
北川 嘉一	京都府京都市東山区	50,000	2.17
齊藤酒造株式会社	京都府京都市伏見区 横大路三栖山城屋敷町105	50,000	2.17
津村 航平	兵庫県宝塚市	31,250	1.36
津村 凧咲	和歌山県和歌山市	31,250	1.36
計	—	2,287,650	99.51

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式が201,000株あります。株式総数に対する所有株式数の割合は、当該自己株式を除く株式総数に対する割合であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 201,000	—	自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,299,000	22,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,500,000	—	—
総株主の議決権	—	22,990	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
シュンビン 株式会社	京都府京都市伏見 区横大路下三栖東 の口1の3	201,000	—	201,000	8.0
計	—	201,000	—	201,000	8.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	201,000	—	201,000	—

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当決定することを基本方針としております。また、配当の回数につきましては年1回を基本方針としております。剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり0.5円とすることを決定いたしました。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を見据え、人材確保に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年6月26日 定時株主総会決議	1,149	0.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第77期	第78期	第79期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	160	—	—
最低(円)	160	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 第78期から第79期においては、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2025年10月から2026年3月までにおいては、売買実績がありません。

5【役員の状況】

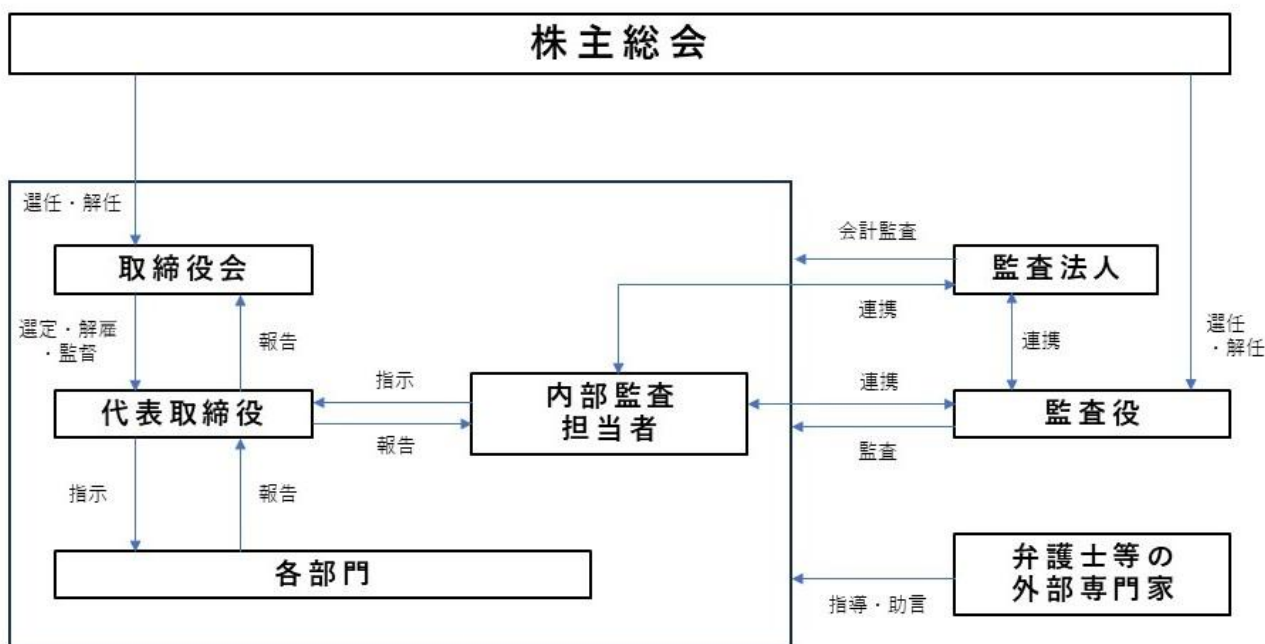
男性 4名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	津村 元英	1966年 11月12日生	1989年4月 協和発酵工業株式会社入社 1992年4月 株式会社光陽入社 1994年8月 当社入社 2001年9月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注)1	(注)3	1,136,650
取締役	プロデュース部長	小林 永	1980年 2月13日生	2002年11月 株式会社アル・コネクションプロダクツ入社 2004年7月 株式会社アロンジェ入社 2006年5月 同社 取締役就任 2012年12月 個人事務所サンセットクラウド創業 2015年10月 当社入社 2021年6月 当社 取締役プロデュース部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	100,000
取締役	デザイン部長	池原 百合	1981年 4月8日生	2002年4月 株式会社アントレ入社 2007年7月 有限会社メリー&マリー入社 2009年3月 当社入社 2022年3月 当社 取締役デザイン部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	66,000
取締役	経営管理部長	松本 晋一	1979年 5月10日生	2002年4月 朝日ソーラー株式会社入社 2007年4月 当社入社 2023年6月 当社 取締役経営管理部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	55,600
監査役	—	徃西 裕之	1967年 11月14日生	1991年3月 日本アジア投資株式会社入社 2002年4月 テクノロジードインキュベーション株式会社 設立 代表取締役就任 2008年6月 株式会社イオンテクノセンター設立 代表取締役就任 2009年6月 株式会社イオンテクノセンター 取締役会長就任 (現任) 2013年3月 アクシオヘリックス株式会社 監査役就任 (現任) 2018年6月 ティーエスアイ株式会社設立 代表取締役就任 2020年6月 株式会社toraru 取締役就任 (現任) 2021年11月 ティーエスアイ株式会社 取締役会長就任 (現任) 2022年6月 当社 監査役就任 (現任) 2023年7月 スカイリンクテクノロジー株式会社 社外取締役就任 (現任)	(注)2	(注)3	1,250
計							1,359,500

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は33,744千円を支給しております。
4. 徃西裕之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、平野泰久氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 経営会議

当社の取締役、各事業部門の責任者及びこれに準じる者（各課リーダー）をもって構成しております。取締役会での決定を受けて当社の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会（委員長 代表取締役社長 津村元英）は、4名の取締役、社外監査役1名及び内部監査担当者1名で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会の定例委員会は四半期に1回、臨時委員会は必要に応じて随時開催しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営管理部を主管部署として、担当者2名（内1名内部監査責任者）が、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。

各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に面談し、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外役員の状況

当社は社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役西裕之氏は、当社の株式1,250株を所有しておりますが、当社との間にはそれ以外に人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に関しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	32,544	32,544	—	—	4
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
9,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、2025年10月1日付で連結子会社である株式会社むすびのを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、外部セミナーへの参加や、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(2026年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		125,810
受取手形		6,683
売掛金		152,637
電子記録債権		16,002
商品及び製品		64,144
仕掛品		7,460
貯蔵品		100
前渡金		61
前払費用		5,112
その他		10,143
貸倒引当金		△38
流動資産合計		388,118

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	※2	315,916
構築物（純額）		742
機械及び装置（純額）		8,384
車両運搬具（純額）		891
工具、器具及び備品（純額）		19,368
土地	※2	50,378
有形固定資産合計	※1	395,681

無形固定資産

ソフトウェア		11,132
無形固定資産合計		11,132

投資その他の資産

出資金		60
長期貸付金		5,000
その他		8,128
貸倒引当金		△5,000
投資その他の資産合計		8,188

固定資産合計

415,002

資産合計

803,121

(単位：千円)

当事業年度
(2026年3月31日)

負債の部

流動負債

買掛金		83,407
短期借入金	※2	151,525
1年内返済予定の長期借入金	※2	31,338
未払金		1,658
未払費用		12,723
未払法人税等		110
契約負債		7,565
賞与引当金		8,636
その他		7,385
流動負債合計		304,350

固定負債

長期借入金	※2	79,671
繰延税金負債		518
役員退職慰労引当金		30,112
退職給付引当金		51,283
資産除去債務		16,772
固定負債合計		178,357

負債合計

482,707

純資産の部

株主資本

資本金		12,500
利益剰余金		
利益準備金		3,500
その他利益剰余金		
圧縮積立金		105,650
特別償却準備金		40,067
株主配当積立金		3,750
別途積立金		140,000
繰越利益剰余金		16,792
利益剰余金合計		309,760

自己株式 Δ 1,847

株主資本合計 320,413

純資産合計

320,413

負債純資産合計

803,121

②【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高		1,001,345
売上原価		
期首商品及び製品棚卸高		66,753
当期製品製造原価		43,094
当期商品及び製品仕入高		602,188
合計		712,036
期末商品及び製品棚卸高	※1	64,144
商品及び製品売上原価	※1	647,892
売上総利益		353,452
販売費及び一般管理費	※2	344,113
営業利益		9,339
営業外収益		
受取利息		1,379
受取配当金		3
不動産賃貸料		3,000
売電収入		1,609
その他		75
営業外収益合計		6,068
営業外費用		
支払利息		3,408
不動産賃貸費用		3,594
営業外費用合計		7,002
経常利益		8,405
特別利益		
貸倒引当金戻入額	※3	133,785
特別利益合計		133,785
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	※3	161,300
合併関連費用	※3	982
固定資産処分損	※4	288
特別損失合計		162,571
税引前当期純損失(△)		△20,379
法人税、住民税及び事業税		200
法人税等調整額		△49,329
法人税等合計		△49,129
当期純利益		28,749

【製造原価明細書】

(単位：千円)

当事業年度
(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

区分	金額	構成比 (%)
I 材料費	13,839	30.0
II 労務費	17,446	37.9
III 経費	14,810	32.1
当期総製造費用	46,096	100.0
仕掛品期首棚卸高	4,458	
合計	50,555	
仕掛品期末棚卸高	7,460	
当期製品製造原価	43,094	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			圧縮積立金	特別償却準備金	株主配当積立金
当期首残高	12,500	3,500	109,596	42,210	3,750
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
圧縮積立金の取崩			△3,945		
特別償却準備金の取崩				△2,143	
当期変動額合計	—	—	△3,945	△2,143	—
当期末残高	12,500	3,500	105,650	40,067	3,750

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	140,000	△16,896	282,160	△1,847	292,813	292,813
当期変動額						
剰余金の配当		△1,149	△1,149		△1,149	△1,149
当期純利益		28,749	28,749		28,749	28,749
圧縮積立金の取崩		3,945	—		—	—
特別償却準備金の取崩		2,143	—		—	—
当期変動額合計	—	33,689	27,600	—	27,600	27,600
当期末残高	140,000	16,792	309,760	△1,847	320,413	320,413

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)		△20,379
減価償却費		22,817
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△490
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		4
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		3,937
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		4,785
受取利息		△1,379
受取配当金		△3
支払利息		3,408
貸倒引当金戻入額		△133,785
抱合せ株式消滅差損		161,300
合併関連費用		982
固定資産処分損		288
売上債権の増減額 (△は増加)		△20,083
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△388
仕入債務の増減額 (△は減少)		23,026
その他		△16,075
小計		27,964
利息及び配当金の受取額		80
利息の支払額		△3,337
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		△5,816
合併関連費用の支払額		△982
営業活動によるキャッシュ・フロー		17,909
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△12,470
無形固定資産の取得による支出		△610
その他		50
投資活動によるキャッシュ・フロー		△13,030
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)		24,000
長期借入金の返済による支出		△42,756
配当金の支払額		△1,149
財務活動によるキャッシュ・フロー		△19,905
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△15,026
現金及び現金同等物の期首残高		137,645
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		3,191
現金及び現金同等物の期末残高	※1	125,810

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	15年
機械及び装置	10～17年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、決算日における退職給付債務の見込額（期末自己都合要支給額による簡便法）に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の展開するブランディング及び商品開発デザイン事業による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資を含めております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	260,009千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	258,255千円
土地	49,178千円
計	307,434千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	141,525千円
1年内返済予定の長期借入金	23,346千円
長期借入金	52,991千円
計	217,862千円

(損益計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
棚卸資産評価損	124千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	145,168千円
貸倒引当金繰入額	4千円
賞与引当金繰入額	8,636千円
退職給付費用	8,649千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,767千円
おおよその割合	
販売費	5.7%
一般管理費	94.3%

※3 貸倒引当引当金戻入額、抱合せ株式消滅差損及び合併関連費用

当社は、2025年10月1日付にて当社の完全子会社であった株式会社むすびのを吸収合併したことにより、特別利益に「貸倒引当引当金戻入額」133,785千円、特別損失に「抱合せ株式消滅差損」161,300千円及び「合併関連費用」982千円を計上しております。

※4 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
機械及び装置 (純額)	0千円
車両運搬具 (純額)	0千円
工具、器具及び備品 (純額)	288千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,500,000	—	—	2,500,000
自己株式				
普通株式	201,000	—	—	201,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,149	0.5	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,149	0.5	2026年3月31日	2026年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
現金及び預金勘定	125,810千円
現金及び現金同等物	125,810千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	6,900千円
1年超	31,625千円
計	38,525千円

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金の使途は、主に運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

買掛金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度 (2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	111,009	110,781	△227
負債計	111,009	110,781	△227

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	125,810	—	—	—
受取手形	6,683	—	—	—
売掛金	152,637	—	—	—
電子記録債権	16,002	—	—	—
合計	301,133	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	31,338	48,468	17,988	10,511	2,704	—
合計	31,338	48,468	17,988	10,511	2,704	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	110,781	—	110,781
負債計	—	110,781	—	110,781

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成していません。そのため、前事業年度については記載していません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	46,498千円
退職給付費用	9,316
退職給付の支払額	△4,531
退職給付引当金の期末残高	51,283

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

当事業年度 9,316千円

(税効果会計関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成していません。そのため、前事業年度については記載していません。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2026年3月31日)
(繰延税金資産)	
税務上の繰越欠損金 (注)	38,696千円
貸倒引当金	1,721
賞与引当金	2,973
退職給付引当金	17,656
役員退職慰労引当金	10,367
資産除去債務	5,774
その他	679
繰延税金資産小計	77,870
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,874
繰延税金資産合計	75,995
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△55,475
特別償却準備金	△21,038
繰延税金負債合計	△76,514
繰延税金資産 (負債) の純額	△518

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金 ※1	7,918	7,918	7,918	7,918	7,021	—	38,696
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	7,918	7,918	7,918	7,918	7,021	—	※2 38,696

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2 税務上の繰越欠損金 38,696 千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産 38,696 千円を計上しております。当該繰越欠損金は、当社の完全子会社であった株式会社むすびのにおいて、2019年3月期から2025年9月期までの業績不振により発生したものであります。なお、株式会社むすびのは2025年10月1日付で当社に吸収合併されており、当該繰越欠損金は当社の将来の課税所得により回収可能と判断したため、繰延税金資産を計上し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2026年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年5月15日に締結した合併契約に基づき、当社の完全子会社である株式会社むすびのを2025年10月1日付で吸収合併いたしました。

1. 本合併の目的

株式会社むすびのは当社の完全子会社で、主に不動産賃貸業を行ってまいりました。今般、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、当社が株式会社むすびのを吸収合併することといたしました。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

株主総会基準日	2025年3月31日
取締役会決議日	2025年5月15日
契約締結日	2025年5月15日
株主総会決議日	2025年6月27日
実施日 (効力発生日)	2025年10月1日

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社むすびのは解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行、資本金の増加および合併交付金その他一切の支払いはありません。

(4) 合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本合併後の状況

本合併における、当社の商号、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期について変更はありません。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を実施しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社が賃貸する飲食店舗施設に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (2026年3月31日)
期首残高	一千円
合併による増加額	16,772
期末残高	16,772

(収益認識関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項（重要な会計方針）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	155,240
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	175,323
契約負債（期首残高）	15,501
契約負債（期末残高）	7,565

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、15,501千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

【セグメント情報】

当社はブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	160,432	ブランディング及び商品開発デザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	139円37銭
1株当たり当期純利益	12円51銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(千円)	28,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	28,749
普通株式の期中平均株式数(株)	2,299,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	440,089	—	—	440,089	124,172	12,629	315,916
構築物	1,747	—	—	1,747	1,004	117	742
機械及び装置	30,990	—	578	30,412	22,027	1,656	8,384
車両運搬具	17,541	—	1,003	16,537	15,645	680	891
工具、器具及び備品	118,721	12,470	14,665	116,526	97,158	4,350	19,368
土地	50,378	—	—	50,378	—	—	50,378
有形固定資産計	659,468	12,470	16,247	655,691	260,009	19,433	395,681
無形固定資産							
ソフトウェア	43,313	610	—	43,923	32,791	3,383	11,132
無形固定資産計	43,313	610	—	43,923	32,791	3,383	11,132

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	127,525	151,525	1.46	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	42,756	31,338	1.09	—
長期借入金 (1年以内に返済 予定のものを除く)	111,009	79,671	1.50	2027年～2030年
合計	281,290	262,534	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	48,468	17,988	10,511	2,704

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	138,820	38	—	133,820	5,038
賞与引当金	9,127	8,636	9,127	—	8,636
役員退職慰労金引当金	26,175	3,937	—	—	30,112

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、2025年10月1日付で当社の完全子会社であった株式会社むすびのを吸収合併したことにより、特別利益「貸倒引当金戻入額」へ計上した金額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	—	16,772	—	16,772

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	283
預金	
当座預金	90,268
普通預金	16,031
定期預金	17,427
定期積金	1,800
小計	125,526
合計	125,810

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
奥飛騨酒造株式会社	4,348
皇国晴酒造株式会社	896
キンシ正宗株式会社	832
株式会社あさ間	242
株式会社喜多屋	228
株式会社豊澤本店	135
合計	6,683

期日別内訳

期日	金額(千円)
2026年4月満期	4,281
2026年5月満期	933
2026年6月満期	1,468
合計	6,683

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
本坊酒造株式会社	30,415
SEISHO株式会社	12,153
松井酒造合同会社	11,200
京都府茶協同組合	6,527
合同酒精株式会社	5,958
その他	86,382
合計	152,637

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
136,419	1,239,823	1,223,605	152,637	88.9	42.5

ニ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アルプス	11,164
株式会社永田弥商店	3,427
株式会社新潟中央ガラス	549
櫻正宗株式会社	344
株式会社杵の川	516
合計	16,002

ホ. 商品及び製品

区分	金額(千円)
個別受注品	33,526
在庫販売品	30,617
合計	64,144

ヘ. 仕掛品

区分	金額(千円)
デザイン仕掛品	986
個別受注仕掛品	6,473
合計	7,460

ト. 貯蔵品

区分	金額(千円)
書籍在庫	100
合計	100

②流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本山村硝子株式会社	30,474
株式会社山村製壺所	10,185
日本精工硝子株式会社	8,078
東硝株式会社	5,736
株式会社中西硝子工芸	3,004
その他	25,928
合計	83,407

③固定負債

イ. 退職給付引当金

区分	金額(千円)
退職給付債務	51,283
合計	51,283

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞等に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL https://www.shun-bin.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

シュンビン株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき

京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュンビン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュンビン株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価

し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上